

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は林業構造改善事業、林業・木材産業構造改善改革事業、林業・木材産業振興施設等整備事業（以下、「林構事業等」という。）の適正な執行や同事業により導入した施設の適正な運営・管理に資するため、必要な事務処理について定めるものとする。

2 事業の実施については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号）、森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日25林政経第105号）、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成20年3月31日19林政経第306号）、地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日18環第275号）、林業・木材産業等振興施設整備交付金事業促進対策融資要綱（平成2年6月18日2林野組第95号）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日29林政経第349号）、森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領（平成25年5月16日25林政経第106号）、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成20年3月31日19林政経第310号）、地域バイオマス利活用交付金実施要領（平成19年3月30日18環第276号）、森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について（森林整備・林業等振興整備交付金）（平成25年5月16日25林政経第107号）、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について（森林整備・林業等振興施設整備交付金）（平成20年3月31日林政経第307号）、林業・木材産業等振興施設整備交付金事業促進対策における融資事業の運用について（平成2年6月2日2林野組第134号）、林業関係補助金で取得した財産等の取扱について（昭和46年10月29日46林野政第717号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）並びに関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 本事業において、この要領が適用される事業メニューは、以下に掲げる内容とする。

- ① 高性能林業機械等の整備
- ② 木材加工流通施設等の整備
- ③ 木質バイオマス利用促進施設の整備

- ④ 特用林産振興施設等の整備（特用林産物活用施設等整備）
- ⑤ 木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

（事業主体）

第3条 本事業において、本要領第2条の事業内容を実施しようとする者（以下、「事業主体」という。）は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（以下、「国実施要領」という。）別表2に定める事業実施主体とする。

（事業計画）

第4条 事業主体別の事業計画書

- (1) 本要領第2条の事業内容を実施しようとする事業主体は、事業主体別の事業計画書（別記第1号様式。以下「個別計画書」という。）を作成し、事業実施年度の前年度の7月末日までに関係市町村長へ提出するものとする。

なお、事業主体が熊本市において事業を実施する場合は、県央広域本部上益城地域振興局長へ提出するものとし、以下、事業の実施に係るものについては、同様に取り扱うものとする。

- (2) 事業計画書の作成に当たっては、国実施要領「別表4」に定める「全体指標及び個別指標のガイドライン」に基づき、個別指標の設定を行うものとする。

また、事業計画の内容は、別表1に示された目標の達成に資するものであることとする。

なお、事業計画書は、以下の資料をもって構成する。

○ 事業計画全体概要

全体総括表、施設整備等総括表（内訳表を含む）、種目別計画（事業概要、利用計画等、事業計画、事業計画図）

○ 収支計画（収支を伴う施設*に限る）

* 収支を伴う施設とは、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設

○ 事業実施体制等

計画主体及び事業主体の推進体制、事業主体の実施体制及び施設等の管理運営体制

○ 経営診断の結果を反映した事項

収支を伴う施設で事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させること

○ 補助事業の消費税等相当額に関する事項

事業主体は「消費税納付についての調査書」（別記第16号様式）を添付すること。

○ 事業に係る誓約書

事業主体は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令への違反

等不適切な行為を行わない旨の誓約書（別記第 17 号様式）を添付すること。

○ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシート

事業主体（都道府県または市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設の整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備に限る。）及び木造公共建築物等の整備を除く。）は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】）又は【事業者団体向け】」チェックシート」（別記第 18 号様式）を添付すること。

＊ 事業主体（都道府県または市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設の整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備に限る。）及び木造公共建築物等の整備を除く。）は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 168 号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行う。

○ 環境負荷低減チェックシート

事業主体は、「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（別記第 19 号様式の 1）又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（別記第 19 号様式の 2）を添付すること。

○ 添付資料

事業計画概要図（5 万分の 1 程度）、費用対効果分析書、その他（フロー図、見積書、カタログ、現地写真など）

- (3) 事前評価（費用対効果分析）は、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 900 号）に基づき、原則として事業主体が施設ごとに行うものとする。

2 事業計画作成の申請

- (1) 1 の (1)により個別計画書を受理した市町村長又は事業を実施しようとする市町村長（以下「事業実施市町村長」という。）は、所管の広域本部長又は県央広域本部上益城地域振興局長、県北広域本部阿蘇地域振興局長、県南広域本部球磨地域振興局長（以下「本部長等」という。）に対し、事業実施年度の前年度の 8 月 15 日までに、施設整備等に係る事業計画作成申請書（別記第 2 号様式）を提出するものとする。

なお、熊本市及び熊本市において事業を実施する事業体、宇城地域の所管する市町村は、県央広域本部上益城地域振興局長へ提出するものとする。

また、事業実施市町村長は提出に当たり、様式 2 の「事業主体別の事業計画書チェックシート」を作成し、事業計画作成申請書に添付するものとし、実施範囲が複

数の市町村にまたがる場合にあっては、当該市町村が協議の上、関係市町村長の連名又は代表市町村長名で行うものとする。ただし、複数の広域本部管内にまたがり事業を実施しようとする広域団体については、本庁農林水産部長（以下「部長」という。）に直接提出するものとする。

(2) 前記(1)により事業計画作成申請書を受理した本部長等は、事業実施年度の前年度の8月末日までに事業計画作成申請書を部長に提出するものとする。

(3) 本部長等は、事業計画作成申請書の提出に当たり、添付された事業主体別の事業計画書等の内容を確認し提出するものとし、必要に応じて林業関係団体等の意見を聴くものとする。

また、本部長等は提出に当たり、様式1の「事業計画書点検シート」を作成し、添付するものとする。

3 事業計画の作成、承認等

(1) 知事は、前記2の(2)に基づき本部長等から提出された事業計画作成申請書の内容（事業主体別の事業計画書及びそのチェックシートを含む。）を審査した結果、適当と認められるときは、交付金に係る事業計画を作成するものとする。

(2) 知事は、事業計画の作成に当たって、必要に応じて当該事業実施地域における市町村及び林業関係団体等の意見を聴くものとする。

(3) 知事は、事業計画を樹立するに当たり、あらかじめ林野庁長官と協議し、その承認を受けるものとする。

(4) 知事は、前記(3)により承認を受けたときは、事業計画樹立通知書（別記第3号様式）を関係事業実施市町村長等に通知するものとする。

(5) 前記(4)により通知を受けた市町村長等は、1の(1)により受理した個別計画書に係るものがある場合は、事業主体と連絡調整を図るものとする。

(6) 知事は、計画樹立後において、情勢の変化等予期せざる事情の変更等により、個別計画書の変更等が生じた場合には、必要に応じて、樹立した計画の変更を行うことができるものとする。

なお、計画の変更に当たって、新たな個別計画の追加等がある場合は、第2の規定に準じて行うこととし、事業計画書等の提出期限については、別途定めるものとする。

（事業計画の変更等）

第5条 個別計画の変更

(1) 事業主体は、事業内容の変更に伴い、個別指標の数値を変更しようとするときは、変更計画書を作成し、次の関係書類を添えて事業実施市町村長に提出するものとする。

なお、原則として、交付決定額の増額変更は認めないものとする。

- ・ 事業変更計画書 1部
- ・ 計画変更の理由書 1部

- (2) 事業実施市町村長は、事業主体から前記(1)により提出があった場合は、地元関係者等の意見を聴き、事業計画変更協議書（別記第4号様式）を本部長等を経由し、部長に提出するものとする。
- (3) 知事は、事業計画の変更協議に当たって、必要に応じて当該事業実施地域における林業関係団体等の意見を聴くものとする。
- (4) 知事は、前記(2)により協議があった内容が、国実施要領第2の6の(5)の規定に該当する場合には、あらかじめ林野庁長官と協議し、承認を受けるものとする。
- (5) 知事は、必要に応じて前記(3)、(4)の内容を考慮し、適正であると判断されるときは、事業計画変更通知書（別記第5号様式）を事業実施市町村等に通知するものとする。
- (6) 前記(5)による通知を受けた市町村長は、事業主体と連絡調整を図るものとする。
- (7) 上記以外の変更
上記以外の軽微な変更等を必要とするときは、事業主体は事業実施市町村長を経由し、本部長等の指示を受けるものとする。

2 個別計画の延期

- (1) 事業主体は、事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文書でもって、事業実施市町村長に報告するものとする。
この場合において、天災その他の災害による場合にあっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進ちょく状況、被災の程度、復旧見込額及び防災・復旧措置等を明らかにし、状況写真を貼付するものとする。
- (2) 事業実施市町村長は、事業主体から前記(1)の報告があった場合、地元関係者等の意見を聴き、事業の延期を本部長等を経由し、部長に報告するものとする。
- (3) 部長は必要に応じて現地調査等を実施して報告事項を確認のうえ、適切な措置を指導するものとする。

3 個別計画の中止

- (1) 事業主体は、自然災害や社会的・経済的事情から著しい変化等予測不能な事態により、事業を中止しようとするときは、理由書を添えて事業実施市町村長に報告するものとする。
- (2) 事業実施市町村長は、事業主体から前記(1)により報告があった場合は、地元関係者等の意見を聴き、事業の中止を本部長等を経由し、部長に報告するものとする。
- (3) 知事は、事業計画の中止に当たっては、必要に応じて関係者等の意見を聴き、適正であると判断されるときは受理し、事業実施市町村等に通知するものとする。
- (4) 前記(3)により通知を受けた市町村長は、事業主体と連絡調整を図るものとする。

（事業の実施に伴う手続）

第6条 補助金等の事務

補助金等に係る交付申請（変更を含む）、請求、実績報告等の事務手続については、事業実施市町村長を経由し、本部長等に提出するものとする。

2 事業の着手

(1) 着手の制限

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、補助金交付申請後において、事業主体が緊急やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施市町村長は、本部長等を経由し補助金交付決定前着手承認申請書（別記第6号様式）を部長に提出するものとする。

(2) 着手届

事業主体が事業に着手したときは、事業実施市町村長は速やかに次に掲げる書類を添えて、事業着手届（別記第7号様式）を、本部長等に提出するものとする。

ア) 契約書の写し 1部

イ) 工事工程表 1部

3 進捗状況報告

(1) 事業主体が事業に着手した後は、事業実施市町村長は常に事業の実施状況を把握し、月末ごとの進捗状況を進捗状況報告書（別記第8号様式）により本部長等に報告するものとする。

(2) 前記(1)の報告を受けた本部長等は、管内の進捗状況を取りまとめのうえ、翌月の5日までに部長に提出するものとする。

（事業完了に伴う手続）

第7条 完了届

(1) 事業主体は、工事等が完成し、しゅん工検査を了したときには、速やかに事業実施市町村長へ関係書類を添え報告するものとする。

(2) 上記(1)により報告を受けた事業実施市町村長は、その工事等が適正に行われたことを確認のうえ、次に掲げる書類を添えて速やかに事業完了届（別記第7号様式）を本部長等に提出するものとする。

ア) しゅん工写真 1部

イ) しゅん工（確認）検査復命書（写し） 1部

ウ) 補助工事等しゅん工確認検査要請書（森林土木工事、建築工事等に限る）

1部

エ) 変更契約がある場合は契約書の写し 1部

2 県の確認検査

本部長等は、前記1により事業完了届の提出があった場合には、事業の適否について、確認検査を行うものとする。この場合において、熊本県補助工事等検査規定、熊

本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領及び熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領によるものとする。

3 事業の実績報告

- (1) 事業実施市町村長は、県の確認検査が完了したときは、事業実績報告書（熊本県農林水産業振興補助金等交付要項別記第11号様式）を作成し、本部長等を経由し部長に提出するものとする。
- (2) 上記(1)により事業実施市町村長が事業実績報告書を提出する場合の期日は、県の確認検査日から20日以内又は3月31日のいずれか早い期日とする。
また、繰越を行う場合の当該年度分は、3月31日までとする。

4 市町村別調書の提出

事業実施市町村長は、事業が完了したときは、市町村別調書（別記第9号様式）を作成し、翌年度の4月30日までに、本部長等を経由し部長に提出するものとする。

5 その他の関係法規に基づく手続

事業主体は、事業完了に伴い建築基準法等に基づく承認等を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれの所要の手続を行うものとする。

6 関係書類の整理

事業主体は、少なくとも次に掲げる事業の実施に係る関係書類等を備え、整理・保存しておくものとする。

なお、関係書類の種類及び様式については、各事業主体の実情に応じ適宜作成して差し支えないものとする。

- (1) 予算関係書類
 - ア) 事業実施に関する議会（総会）等の議事録
 - イ) 予算書及び決算書
 - ウ) 負担金・分担金賦課明細書
- (2) 工事施工関係書類
 - ①直営の場合
 - ア) 工事材料検収簿・同受払簿
 - イ) 賃金台帳・労働者出沒簿
 - ウ) 工事日誌及び現場写真
 - ②請負の場合
 - ア) 入札てん末書
 - イ) 請負契約書
 - ウ) 工事完了届及び現場写真
 - エ) 工事日誌及び現場写真

(3) 経理関係書類

ア) 金銭出納簿

イ) 負担金・分担金徴収台帳

ウ) 証ひょう書類（見積書、請求書、入金伝票、領収書、借用証書等）

(4) 往復文書

補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認・補助金交付決定書類、設計書類等

(5) 施設管理又は利用規程

ア) 管理規定又は利用規程

イ) 財産台帳。ただし、林道にあっては、林道規程の制定について（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号）に定める林道台帳による。

（事業完了後の施設の管理）

第 8 条 施設の管理

林構事業等によって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）は、常に良好な状態で管理し、機械施設等の定められた耐用年数に留意のうえ、その設置目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。

2 管理主体

施設の管理は、原則として、事業主体がこれを行うものとする。ただし、事業主体が直接管理することが不適当な場合には、その施設の設置目的の達成により適した団体（以下「管理団体」という。）にこれを管理させることができるものとする。この場合、事業主体はその旨を事業実施市町村長及び本部長等を経由し、部長に届け出てその指示を受けるものとする。

ただし、事業実施前年度において、国・県の計画協議等により、あらかじめ承認を受けた場合は、この限りでない。

3 管理方法

(1) 事業主体は、施設管理の状況を明確にするため、施設財産の種類、所在、構造、価格、得喪変更の年月日等を記載した財産台帳を備えるものとする。

(2) 事業主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて、適正な管理を行うとともに、施設の永続的活用を図り得るよう施設の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。この場合において、当該施設の管理規程又は利用活用規程には、次に掲げる事項を必要に応じて規定するものとする。

ア) 目的

イ) 施設の種類、構造、規模、形式及び数量

ウ) 施設の所在

エ) 管理責任者

- オ) 利用者の範囲
- カ) 利用方法に関する事項
- キ) 使用料に関する事項
- ク) 施設の償却に関する事項

4 達成状況及び利用状況の報告

事業実施市町村等は、別に定める「国庫交付金及び基金事業等で導入した機械・施設の達成状況調査報告及び利用状況調査報告事務取扱要領」に基づき、達成状況及び利用状況を調査し、調査報告については、本部長等を経由し部長に提出するものとする。

なお、事業主体は、報告期間内において、報告内容の積算根拠となる資料を保管することとする。

5 施設の標示

林構事業等により設置した機械・施設等については、その導入年度等を明らかにするため、施設の内容に応じ、次のような事項を見やすい箇所に標示すること。

- (1) 機械施設等については、事業名、施設名、導入年度、事業主体等。
- (2) 作業道等については、事業名、路線名（起点を記入すること。）、着工年度、事業主体等。

6 処分等の取扱い

次に掲げる処分等の取扱いに当たっては、災害時等の緊急的な目的外使用を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号）」において規定する取扱いに準ずるものとする。

(1) 増改築に伴う手続

林構事業等により取得した施設の移転又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとするときは、事業主体又は管理団体（当該施設の譲渡を受けた管理団体に限る。以下同じ。）は、あらかじめ事業実施市町村長に協議するものとし、協議を受けた事業実施市町村長は、協議書（別記第 10 号様式）を本部長等に提出し、指示を受けるものとする。

ただし、機械施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合は、この限りでない。

(2) 機械施設等の処分の手続

事業主体又は管理主体は、林構事業等によって取得した機械施設等を処分しようとするときは、その旨を事業実施市町村長に届け出るものとし、届出を受けた事業実施市町村長は、その処分が機械施設等の定められた耐用年数以内である場合には、別記第 11 号様式により、本部長等を経由して部長に申請し、承認を得るものとする。

また、それ以外の処分のときは、別記第 12 号様式により本部長等に提出するもの

とする。本部長等は、提出内容について部長に報告するものとする。

(3) 災害被害財産等の処分の手続

施設が天災その他の災害を受けたときは、事業主体又は管理主体は、遅滞なく、その旨を事業実施市町村長に届け出るものとする。

事業実施市町村長は、当該報告に基づく施設等の所在事業種目、減失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額及び事業主体において講じた暫定措置並びに防災・復旧措置等について調査確認するとともに、調査意見及び被災写真等を付して、別記第 1 3 号様式により本部長等を経由し、部長に報告するものとする。

ただし、災害被害財産が耐用年数以内である場合には、「部長」を「知事」に読み替えるものとし、事業実施市町村長は、災害被害財産の処分について、知事の承認を得るものとする。

(改善措置の実施)

第 9 条 知事は、事業完了後において、各事業計画における目標値等の達成状況が低調な場合は、別に定める「国庫交付金及び基金事業等で導入した機械・施設の達成状況調査報告及び利用状況調査報告事務取扱要領」に基づき、目標の達成に向けた改善措置を実施するものとする。

(事業実施後の計画変更)

第 10 条 事業主体は、事業完了後において、情勢の変化等予期せざる事情の変更等により、生産（利用）計画の変更をせざるを得なくなった場合には、次により手続を行うことができるものとする。

2 変更手続

- (1) 事業主体は、事業計画の変更をしようとするときには、事業変更計画書を作成し、次の関係書類を添えて、関係市町村長に提出するものとする。
 - ・計画変更の理由書 1 部
 - ・事業変更計画書 1 部
- (2) 事業主体から事業変更計画書を受理した市町村長は、地元関係者等の意見を聴き、事業計画変更協議書（別記第 1 4 号様式）を、本部長等を経由し部長に提出するものとする。
- (3) 部長は、前記(2)により協議があった場合には、必要に応じて関係団体等の意見を聴くものとする。
- (4) 部長は、前記(3)による関係団体の意見を考慮し、妥当であると判断されるときには、変更を行うことができるものとし、その旨を別記第 1 5 号様式により事業実施市町村等に通知するものとする。

(その他)

第 11 条 関係規程の整備

事業実施市町村長は、事業実施上あるいは補助金等手続上に必要な事業実施要領、補助金等交付要項の規程を別に定めるものとする。

2 国交付金事業の取扱い

従前の「強い林業・木材産業づくり交付金事業、森林・林業・木材産業づくり交付金事業、森林・林業再生基盤づくり交付金事業、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業」は、本要領における「林業・木材産業振興施設等整備事業」に含まれると解釈するものとする。

3 補正予算等に係る取扱い

補正予算等に係る個別計画書、事業計画書作成申請書等の提出時期については、別に定めるものとする。

4 事業執行に伴う関係書類様式一覧

(1) 事業計画様式集	別記第 1 号様式
(2) 林業・木材産業振興施設等整備事業計画作成申請書	別記第 2 号様式
(3) 林業・木材産業振興施設等整備事業計画樹立通知書	別記第 3 号様式
(4) 林業・木材産業振興施設等整備事業計画変更協議書	別記第 4 号様式
(5) 林業・木材産業振興施設等整備事業計画変更通知書	別記第 5 号様式
(6) 補助金交付決定前着工承認申請書	別記第 6 号様式
(7) 事業着工届（事業完了届）	別記第 7 号様式
(8) 進捗状況報告書	別記第 8 号様式
(9) 事業所在市町村別調書	別記第 9 号様式
(10) 施設の増改築等について（協議）	別記第 10 号様式
(11) 機械施設の処分について（承認申請）	別記第 11 号様式
(12) 機械施設の処分について（届出）	別記第 12 号様式
(13) 災害報告について	別記第 13 号様式
(14) 事業計画変更協議書	別記第 14 号様式
(15) 事業計画変更通知書	別記第 15 号様式
(16) 消費税納付についての調査書	別記第 16 号様式
(17) 事業に係る誓約書	別記第 17 号様式
(18) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシート	別記第 18 号様式
(19) 環境負荷低減チェックシート	別記第 19 号様式
(20) 事業計画書点検シート	様式 1（付）
(21) 事業主体別の事業計画書チェックシート	様式 2（付表 1～6）

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本要領の制定に伴い、熊本県強い林業・木材産業づくり交付金事業実施要領（平成 17 年 4 月 21 日制定）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要領は、令和 4 年 5 月 14 日から施行する。
- 12 この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 13 この要領は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。
- 14 この要領は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

目標指標

メニュー	事業種目	個別指標		現状			目標(R10)		伸び率	備考
高性能林業機械等の整備	・林業機械作業システム整備【造林保育型】	どれか一つ必ず選択	地拵えに要するha当たりの人工数(縮減率)	—	人/ha	—	14.8	人/ha	—	森林環境保全直接支援事業
			下刈りに要するha当たりの人工数(縮減率)	—	人/ha	—	6.8	人/ha	—	同上
			苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数(縮減率)	—	人/千本	—	0.55	人/千本	—	同上
	・林業機械作業システム整備【素材生産型】 ・効率化施設整備 ・活動拠点施設整備	必須	素材生産量(目標値及び増加率)	148	万m3	R5	161	万m3	108.8	熊本県森林・林業・木材産業基本計画から算出
			素材生産性(目標値及び増加率)	7.4	m3/人日	R5	7.7	m3/人日	104.1	林業労働力の確保の促進に関する基本計画から算出
		取組に応じて必ず選択	経営計画の作成率(目標値)	41	%	R5	41	%	100.0	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
木材加工流通施設等の整備	・木材加工流通施設整備 ・森林バイオマス等活用施設整備	どれか一つ必ず選択	地域材利用(加工)量(増加率・施設の効率性)	68	万m3	R5	83	万m3	122.1	熊本県森林・林業・木材産業基本計画から算出
			地域材利用(流通)量(増加率・施設の効率性)	115	万m3	R5	136	万m3	118.3	同上
			地域材利用(乾燥)量(増加率・施設の効率性)	214	千m3	R5	254	千m3	118.7	同上
			地域材利用(JAS構造用製材)量(増加率・施設の効率性)	—	—	—	—	—	122.1	地域材利用(加工)量の伸び率を準用
		取組に応じて必ず選択	製材の生産性	325	m3/人年	R5	325	m3/人年	100.0	木材統計から算出
			乾燥材率	51.6	%	R5	60.4	%	117.1	熊本県森林・林業・木材産業基本計画及び木材統計から算出
			選定経営体との木材安定協定等の締結数	—	件		1	件	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
										林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2
木質バイオマス利用促進施設の整備	・未利用間伐材等活用機材整備 ・木質バイオマス供給施設整備 ・木質バイオマスエネルギー利用施設整備	必須	木質バイオマス利用量(増加量)	607	千t	R5	736	千t	121.3	熊本県森林・林業・木材産業基本計画から算出
			施設の効率性	未利用間伐材等活用機材	—	m3/千円	0.05	m3/千円以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
				木質バイオマス供給施設	—	m3/千円	0.02	m3/千円以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
				木質バイオマスエネルギー利用施設	—	m3/千円	0.002	m3/千円以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
		選定経営体が生産する木材が使われやすくなる仕組みの構築								林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2
										林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2
木造公共建築物等の整備	・木造公共施設整備	必須	施設利用者数(施設の効率性)	—	人		—	人	—	施設ごとに作成する費用対効果で1.0以上を満たすこと
			単位面積当たりの地域材利用量(目標値)	—	m3/m2		0.18	m3/m2	—	林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領別表2
			単位面積当たりの事業費(目標値)	—	万円/m2		35	万円/m2未満	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
			選定経営体が生産する木材が使われやすくなる仕組みの構築							林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2(川上との連携)
		取組に応じて必ず選択	CLT利用量(目標値)	—	m3		0	m3以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1(新技術の普及)
特用林産振興施設等の整備	・特用林産物活用施設等整備	どれか一つ必ず選択	乾しいたけの生産量(増加率)	186	t	R5	186	t	100.0	熊本県森林・林業・木材産業基本計画から算出
			生しいたけの生産量(増加率)	451	t	R5	451	t	100.0	特用林産物統計調査、熊本県森林・林業・木材産業基本計画に準拠
			たけのこの生産量(増加率)	1,578	t	R5	1,578	t	100.0	同上
			きくらげ類(生)の生産量(増加率)	112	t	R5	112	t	100.0	同上
		必須	選定経営体との連携状況	—	件		1	件	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1
			地域材利用量(目標値)	—	m3		100	m3以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領別表2
		取組に応じて必ず選択	省エネルギー施設等の整備							林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2
			燃油使用量(縮減率)	—	%		15	%以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1(縮減率)
			エネルギー効率(向上率)	—	%		15	%以上	—	林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方 別紙2-1

事業計画書点検シート

様式1

事業主体名		担当者:職 氏名
実施市町村名		担当者:職 氏名
広域本部地域振興局名		確認者:職 氏名

事業名	
事業メニュー	
事業種目	
事業内容	
事業費 (補助金・交付金額)	
個別指標	現状値:
	目標値:

県の追加点検シート

様式1の付

計画内容について、次の項目を確認し、チェック欄にチェック済「○」、該当なし「—」を、備考欄に確認内容や留意事項を必要に応じて記載する。

	項 目	チェック 欄	備 考 欄 ※確認内容や留意事項を適宜記載すること
第1 事業概要			
1	①誰(事業主体)が、②どこ(実施箇所)で、③何(改善等)をするために、④何(施設整備等)をしようとしているのか記載されているか	① ② ③ ④	
2	交付金の大きな目標である木材の安定供給、木材利用の推進等に寄与する内容として整理されているか		
3	高性能林業機械の導入では、施業集約化に向けた具体的な取組を計画しているか		
4	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、県等が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。		
①事業主体			
5	事業主体区分の選定理由は適切か (林業者等の組織する団体等)		
6	事業体の運営方針、方向性はあるか		
7	運営上の課題(問題点)は把握しているか		
8	今回の施設導入と課題(問題点)との関係はあるか		
②実施箇所			
9	事業主体の利益増大のためだけでなく、地域への貢献をどのように考えているか		
10	受益者はだれか。施業箇所はどこか(具体的に記載すること)		
11	間接補助事業者となる市町村との連絡調整は十分に行われているか		
12	市町村の事業への理解や指導体制は十分か		
13	市町村からの支援策はあるか		

計画内容について、次の項目を確認し、チェック欄にチェック済「○」、該当なし「—」を、備考欄に確認内容や留意事項を必要に応じて記載する。

	項 目	チェック 欄	備 考 欄 ※確認内容や留意事項を適宜記載すること
	③目的		
14	事業主体として何をどのように変えようとしているのか		
15	当該年度に取り組む理由(必要性)はあるか		
	③—1 現状値(過去の状況)の確認		
16	過去3ヶ年の平均値のみならず、3ヶ年の毎年の傾向はどうか		
17	変動が大きい場合は、その要因を整理しているか		
	③—2 計画値の確認		
18	5年後(目標年度)に向けた年度毎の計画値の整理がされているか		
19	本要領の定める指標の目標値又は伸び率以上か		
20	増産又は効率向上の要因をどのように整理しているか (具体的な販路や、増産する製品等の分野等)		
21	計画値はカタログの最大値をもとに計算されていないか (メンテナンス等による休止を考慮すること)		
22	木材加工流通施設等の整備については、施設の入替えの場合、国要領の基準を満たしているか		
23	バイオマス関連施設については、原料入手、販売経路等の計画の確実性を必ず審査すること また、原料入手先、製品販売先との調整状況を確認すること		
24	協定取引が必要な場合、協定先の選定が行われているか (相手方へ電話等で確認したか)		
25	協定取引が必要な場合、協定量は確保されているか		
	④方法		
	④—1 能力・規模		
26	計画数量と導入機械等の規模・能力は妥当か		

計画内容について、次の項目を確認し、チェック欄にチェック済「○」、該当なし「—」を、備考欄に確認内容や留意事項を必要に応じて記載する。

	項 目	チェック 欄	備 考 欄 ※確認内容や留意事項を適宜記載すること
27	能力・規模を説明できるカタログは添付されているか また、該当する箇所を明示してあるか		
28	機種を指定している場合、理由は適切か		
	④—2 事業費		
29	見積は3者以上から徴収しているか また、金額は事業費と整合されているか		
30	見積先(業者)の選定理由は適切か		
31	見積の事業量等に1式とした表記はないか 1式としている場合は、1式の内訳まで整理しているか		
32	事業費の積算基礎が整理されているか また、事業費の内訳は国実施要領に基づく対象経費となっているか		
	第2 収支計画・実績		
33	収支実績(現在)は、会社等の決算書と整合がとられているか		
34	過去3ヶ年の決算書が添付されているか また、その傾向を確認すること		
35	収支計画の附の販売単価、販売量等の根拠は整理されているか		
	第3 事業実施体制		
36	事業実施により新たな取組が見込まれる場合、人材の確保・育成の見通し等の検討がなされているか		
37	既存施設の管理運営体制は十分か		
38	補助残の対処方法(預貯金、銀行借受)は確実か		
	第4 経営診断		
39	事業費5千万円以上では実施のうえ添付しているか【必須】 (県のヒアリングまでに実施すること)		
40	経営診断書の指摘事項を計画に反映してあるか		

計画内容について、次の項目を確認し、チェック欄にチェック済「○」、該当なし「—」を、備考欄に確認内容や留意事項を必要に応じて記載する。

	項 目	チェック 欄	備 考 欄 ※確認内容や留意事項を適宜記載すること
第5 添付資料等			
41	事業計画概要図は添付してあるか		
42	整備予定箇所の写真を添付してあるか		
43	費用対効果分析報告書は添付してあるか また、費用対効果分析報告書と計画書の収支計画及び実績の 数値や金額について整合が図られているか		
44	利用計画、目標指標及び個別指標の積算基礎が整理してある か		
45	会社・団体等の規約又は定款は添付してあるか		
46	機械施設の管理運営規程は添付してあるか		
47	現状と事業後の状況を比較できる事業フロー図は添付してあ るか		
48	「消費税納付についての調査書」は添付してあるか		
49	「事業に係る誓約書」は添付してあるか		
50	「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシー ト」は添付してあるか		
51	「環境負荷低減チェックシート」は添付してあるか		
41	「事業主体別の事業計画書チェックシート」は添付されているか また、チェックシートと計画書の整合性がとれているか		

その他の留意事項等

--

事業主体別の事業計画書 チェックシート

		メニュー名	
		事業実施主体名	
項 目		チェック欄	備考欄
(1)	事業実施主体の適正性		
	ア 国実施要領に定める事業実施主体の種類ごとの要件を満たしているか。		
	イ 高性能林業機械等の林業機械の導入は、林野庁長官が別に定めるところにより、県知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）となっているか。		
	ウ 事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。		
	エ 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。		
	オ 過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。		
	カ れに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。		
(2)	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。		
(3)	適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。		
(4)	補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。（国の制度資金を除く）		
	ア 国の制度融資の利用の有無		
	イ 国の制度融資を受けて、補助対象物件を担保に供する可能性がある場合は、「林業・木材産業振興施設等整備事業補助金等事務取扱要領」別記第3号様式を添付しているか。		
(5)	自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。		
(6)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。		
(7)	事業費積算等の適正性		
	ア 事業費の算出は、県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。		
	イ 整備コスト等の低減に努めているか（木質バイオマス利用促進施設の整備及び木造公共建築物等の整備については、PFI等の適用を検討することにより、事業全体のコスト低減を図っているか）		
	ウ 建設費が施設ごとの上限事業費の範囲内となっているか。		
	エ 下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。		
	オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		

	項 目	チェック欄	備考欄
(8)	施設等の仕様は、県等において一般的に使用されているものを基準としているか。		
(9)	施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。		
(10)	周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。		
(11)	建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3 倍以内となっているか。		
(12)	新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。		
(13)	個々の事業の受益戸数は5 戸以上となっているか。(受益戸数を記入すること。)		
(14)	個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。		
(15)	施設の入替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、国実施要領に定める要件を全て満たしているか。		
(16)	施設の整備に当たり、木造を検討したか。木造が困難な場合、施設における木材利用を検討したか。困難な場合、理由を整理したか。		
(17)	収支を伴う施設の適正性(収支を伴う施設に限る。)		
	ア 適正な収支計画を策定しているか。		
	イ 事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。		
	経営診断日 (年月日を記入すること。)		
	ウ 補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。(自己資金の割合を記入すること。)		
	エ 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であるか。		
	オ 財務状況が健全であるか。		
	カ 生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、国実施要領に定める下記要件を全て満たしているか。		
	追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。		
	需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。		
	追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。		
	資金の調達が確実であるか。		

	項 目	チェック欄	備考欄
	キ 原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。特に、木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備については、地域の燃料材の需給状況を踏まえた確実な原料入手の計画があるか。		
	ク 森林組合が単独で事業実施主体となる場合は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けているか、又は中核森林組合に認定されているか。（令和12年度までに限る。）		
(18)	高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。		
(19)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）の格付けがされたものかつ地域材を使用することになっている		
(20)	木材加工流通施設等の整備のうち、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、「付表3」を添付したか。		
(21)	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、県に協力し、地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成※を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。		※国実施要領別表2 種目別基準（木材加工流通施設等の整備）の細則⑩に定める「地域の合意形成」
(22)	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査※を実施し、その結果を反映している		※国実施要領別表2 種目別基準（木材加工流通施設等の整備）の細則⑩に定める
(23)	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応について「付表4」のチェックリストにより確認し、添付したか。		
(24)	木材加工流通施設等の整備のうち、JAS構造用製材の供給力強化の取組については、「付表5」を添付したか。		
(25)	木材加工流通施設等の整備のうち、木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組については、「付表6」を添付したか。		
(26)	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、「付表1」を添付したか。		

	項 目	チェック欄	備考欄
(27)	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、「付表2」を添付したか。		
(28)	高性能林業機械等の林業機械の導入及び木材加工流通施設等の整備については、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けているか、又は事業完了の翌年度末までに受けることが確実と見込まれるか。		
(29)	高性能林業機械等の林業機械の導入【素材生産型】及び木材加工流通施設等の整備については、合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されているか、又は確立されることが確実と認められるか。		
(30)	木材加工流通施設等の整備のうち木材加工流通施設整備について、クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けているか、又は登録を受けることが確実と見込まれるか。		
(31)	国実施要領 別表2「種目別基準等」に定める施設ごとの要件を満たしているか。		
(32)	現状値、目標値とその伸び率、目標年度に向けた年度毎の計画値について、算定基礎とともに「別紙」により整理しているか。		
(33)	事業による効果の発現の見通し		
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。		
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。		
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか(算定数値を記入すること。)		
(34)	整備後の施設の管理・運営の見通し		
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。		
	イ 施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。		

(注)

1 チェック欄には、各事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「ー」を記入すること。(必要に応じて名称等を記入。)

2 メニュー名

高性能林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、

木造公共建築物等の整備。

3 チェック欄は、適宜加除すること。

様式2（付表1）

「地域内エコシステム」確認シート

対象地域について	対象地域名	例) 〇〇県〇〇町〇〇地区		
	対象地域の概要	人 口: 〇人 素材生産量: 〇m ³ /年		
地域協議会について	構成員とその所掌	行政 : 例) 〇〇町	例) 全体進捗の管理、初期需要の創出	
		例) 森林関係者: 〇〇森林組合	例) 材の安定供給	
		例) 地域産業 : 〇〇産業(業種)	例) 新たな熱需要先の検討・創出	
		例) 地域住民 : NP0法人〇〇	例) 新たな熱需要先の検討・ワークショップの開催	
	協議会における主な協議事項	例) ・材の買取価格、供給量、期間について ・熱の供給価格について ・PDCAサイクルの確認		
材の調達について		例) 協議会の構成員となっている〇〇森林組合から全量を調達		
利益還元について	森林関係者への利益還元	例1) 材の買取価格を引き上げ 現行〇円/m ³ ⇒導入後〇円/m ³ 例2) 本事業により得られる収益を造林費用に充当 〇円/ha		
	地域住民への利益還元	例) 本事業により新たに〇人の雇用を創出		
導入予定先及び導入施設について	導入済施設①	例) 〇〇小学校	例) 薪ストーブ	例) 〇〇年に既存の灯油ストーブから転換
	導入済施設②	例) 〇〇公民館	例) 木質バイオマスボイラー	例) 〇〇年に既存の重油ボイラーから転換
	導入予定施設①	例) 〇〇工場	例) 木質バイオマスボイラー	例) 工場の新設に併せて導入予定
	導入予定施設②	例) 〇〇森林組合	例) 薪割り機	例) 古品を新規導入予定
低コスト化に向けた取組		例1) 〇〇により施設整備費を極力低減。 例2) 〇〇により省力化を図り、ランニングコストを低減。		
PDCAサイクルによる検証の仕組み		例1) 町においてロードマップを作成の上、副町長をトップとする進捗状況を確認する部会を立ち上げ。 例2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに〇月に1度進捗を確認。進捗が思わしくない場合には、有識者からの助言を受け改善計画を策定。		

(注) 記入欄は、適宜加除すること。
(注) 本事業による補助申請対象施設には下線を付すこと。

様式2（付表2）

「地域活用要件」確認シート

発電事業者名	例) ○○
所在地	例) ○○県○○市○○地区○○
FIT認定番号 (認定年月日)	例) ○○ (○○年○○月○○日)
発電施設名称	例) ○○発電所
発電設備の出力 (kW)	例) ○○kW
燃料供給事業者名 並びに当該事業者からの 供給予定燃料の種類 及び量 (t/年)	例) ○○事業者 木質チップ (未利用) ○○DBt /年 バーク (未利用) ○○WBt/年 (水分率○%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載する。
該当する地域活用要件 の種類と該当すると判 断した理由	例 1) 「自家消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の○○% (少なくとも30%以上) を自家消費している。 ・産出された熱を○○として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の○○% (少なくとも10%以上) を自家消費している。 例 2) 「地域一体型」 (該当理由) ・○○町との○○協定において、災害時を含む電気又は熱の○○町への供給が位置付けられている。 ・○○町が直接出資している。

(注) 記入欄は適宜加除すること。

様式2（付表3）

急な需要動向の変化に対応する取組

第1 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応するための取組内容

※製品保管倉庫や貯木場を整備して、製品や原木のストック機能（アッセンブル機能を含む。）を強化する取組を含む。

第2 川下の木材製品流通事業者等との合意形成の状況

事業実施主体	所在市町村名	木材製品生産計画数量 (m ³ /年)	木材製品供給先事業者	木材製品供給計画数量 (m ³ /年)	主な供給木材製品	協定の有無	備考

(注)

- 1 木材製品生産計画数量については、国庫補助事業で整備した加工施設で生産される見込みの木材製品生産量を記載。
- 2 必要に応じて県等が指示した資料等を添付すること。
- 3 川下事業者と木材製品の安定取引協定を締結する場合には、「協定の有無」の欄に「○」を記入すること。

様式2（付表4）

森林資源の持続性確保のためのチェックリスト

事業実施主体名			
項 目		チェック欄	備考欄 ※具体的な取組みを記載
(1) 木材加工流通施設の整備が、事業実施主体のみならず、地域の森林・林業全体の相互利益につながるものである。			
(2) 木材加工流通施設の整備計画・内容が、地域におけるA、B、C、D材の供給可能量等からみて、製材、合板、集成材、プレカット、木質バイオマス利用施設等がバランス良く配置され、資源価値の最大化、各段階において必要な相互利益が得られるよう配慮がなされている。			
(3) 当該木材加工流通施設の整備により必要となる原木について、その調達、森林資源の量、成長量、齢級構成、路網の計画（到達可能森林）、再造林率、労働力の確保等の観点からみて、将来にわたって確実である。			

(注)

1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「－」を記入すること。

J A S 構造用製材の供給力強化の取組

第1 J A S 構造用製材の供給力強化に向けた課題と取組

--

第2 J A S 構造用製材の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設の概要

事業実施主体	所在市町村	施設区分	現状値						計画値						JAS構造用製材 格付率の増加率	JAS構造用製材 格付量の増加量
			構造用製材の 取扱量	左記のうち J A S 構造用製材格付量			J A S 構造用製材 格付率	年度	構造用製材の 取扱量	左記のうち J A S 構造用製材格付量			J A S 構造用製材 格付率	年度		
				計	うち JAS構造用製材の 目視等級区分	うち JAS構造用製材の 機械等級区分				計	うち JAS構造用製材の 目視等級区分	うち JAS構造用製材の 機械等級区分				

- ※ 構造用製材は柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限るものとする。（集成材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、合板等は含まない。）
- ※ J A S 構造用製材は「製材の日本農林規格」に基づき格付された構造用製材とする。（集成材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、合板等は含まない。）
- ※ 施設区分は製材工場又はプレカット工場、その他から選択するものとする。
- ※ 構造用製材の取扱量欄及び J A S 構造用製材格付量欄の数値は製材工場においては出荷量、プレカット工場等においては入荷量とする。
- ※ 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可とする。
- ※ 計画年度は整備完了の翌年から5年後を目途に設定する。
- ※ 計画年度までに J A S 構造用製材の格付率又は、出荷量若しくは入荷量を増加する取組とする。

様式2（付表6）

木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組

第1 木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の具体的内容

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2 工場間連携の計画

事業実施主体	所在市町村	連携方法	出荷商品 ※連携先から半製品を入荷する場合は、入荷品についても記載	現状値		計画値		連携製品の増加量	備考
				工場全体の製品出荷量	うち連携分	工場全体の製品出荷量	うち連携分		

- ※ 施設区分については、半製品の出荷又は半製品の入荷を選択する。
- ※ 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可とする。計画年度は整備完了の翌年から5年後を目途に設定する。
- ※ 計画年度までに連携製品量を増加する取組とする。

第3 工場再編の計画

事業実施主体	再編前の事業者	所在市町村	施設区分	主な生産木材製品	現状値		計画値		工場再編後の木材利用量の増加量	備考
					木材利用量	年度	木材利用量	年度		
									0m3	

- ※ 計画年度までに木材利用量を増加する取組とする。

指標の年度別実績・計画

指標:

単位()

	年度	指標	備 考
実績値			* 過去3ヶ年の傾向を記載すること。 * 変動が大きい場合は、その要因を分析のうえ記載すること。 * 本書は指標ごとに作成すること。
	～	0	過去3ヶ年の平均値
現状値			計画年度
			整備年度
1年目			* 過去3ヶ年の傾向や導入後の効率向上等を考慮し、毎年度の伸び率をどのように整理したかを記載すること。 * 算定基礎を記載すること。 * 具体的な販路、生産する製品の分野等を記載すること。
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			目標達成年度

計画 伸び率	0.00	指標目標値又は指標伸び率 〇〇
-----------	------	--------------------

別記第 1 号様式【第 4 条の 1 の(1)関係】

整 理 番 号	
都 道 府 県 名	熊 本 県
事業実施市町村	
作 成 年 度	年 度
実 施 期 間	自： 年度 至： 年度

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業 計画書

【高性能林業機械等の整備】

【木材加工流通施設等の整備】

【木質バイオマス利用促進施設の整備】

【特用林産振興施設等の整備】

【木造公共建築物等の整備】

事業主体：○○○○○○○○○○○○○○

第 1 事業計画全体概要

1 林業・木材産業振興施設等整備事業全体総括表

目 標	メニュー	事業種目	実 施 市町村	事業主体	事業内容	事業費 (千円)	交付金（国費）			個別指標						費用 対効果 分析の 結果	備考	
							事業費 (千円)	附帯事務費 (千円)	合計 (千円)	指 標	現状値			目標値				
											数値	単位	年度	数値	単位			年度
林業・木材 産業の生産 基盤強化																		
				小計														
	計																	
合 計																		
総事業費																		

注) 記載に当たっては、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領様式4の第1の3の(1)の注意書きを参照のこと。

2 施設整備等総括表

目標	メニュー	事業種目	実施 市町村名	事業主体	受益 範囲	受益 戸数	工種又は施設区分	事業量		事業費	負担区分					備考
								A	B		国	都道府県	市町村	公庫資金	その他	
林業・木材 産業生産基 盤強化										円	円	円	円	円	円	
				細計												
				小計												
		事業種目 計														
		メニュー 計														
合計																

- (注) 1 本表は、政策目標、事業主体ごとに作成する。
- 2 メニューは、本要領第2条の事業内容によるものとする。
- 3 事業種目及び工種又は施設区分、事業量A欄及びB欄は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）の別表1で定める内容、呼称単位によるものとする。
- 4 受益範囲は、施設整備後受益が及ぶ範囲を記載する。
- 5 事業量A欄及びB欄において、事業量が「式」、「－」で表示されるものについては、内訳を別表で添付し、内訳表番号を表示する。

別紙内訳表

		＜事業主体名＞			
事業種目		工種又は施設区分 ①②			
工種又は施設区分③④	構造規格又は規模	事業量		事業費	備考
		A	B		
				円	
計					
消費税相当額					
合計					

別紙内訳表

		＜事業主体名＞			
事業種目		工種又は施設区分 ①②			
工種又は施設区分③④	構造規格又は規模	事業量		事業費	備考
		A	B		
				円	
計					
消費税相当額					
合計					

(注) 1 事業種目及び工種又は施設区分は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）の別表1によるものとする。
2 工種又は施設区分欄は、2段書きとし①を上段に②を下段にそれぞれ記載する。
3 本表は内訳表であるため、事業量A欄及びB欄における単位に「式」、「一」は表示しない。

3-1 高性能林業機械等の整備

(1) 林業機械作業システム整備

ア 事業の概要

高性能林業機械の導入方針、事業の内容、受益対象の範囲、路網整備との関係及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 【素材生産型】

事業主体	利 用 計 画				個別指標		備 考
	利用方法	受益戸数	現状 （素材生産量）	目標 （素材生産量）			
			材 積	材 積	現状	目標	
		戸	m ³	m ³	素材生産量		
					m3	m3	
					素材生産性		
					m3/人	m3/人	
計							

(注) 1 利用方法については、次の点に留意の上、「協業生産」又は「共同利用」に区分して記載する。
(以下、各事業種目について同じ)

「協業生産」とは、事業主体自らの事業実施のため、機械施設を導入するものをいう。

「共同利用」とは、事業主体の構成員の利用（貸付）に供するため、機械施設を導入するものをいう。

2 利用計画の現在の素材生産は最近ヵ年の平均値を、目標の素材生産は整備後5ヵ年後の目標値を記載する。

3 個別指標の欄の()には、素材生産量等を記載し、現状は最近3ヵ年の平均値を、目標は整備後の目標値を記載し、年度ごとの数量を備考へ記載する。

4 個別指標の目標欄には、目標の素材生産量及び素材生産性を記載する。
また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。

b 【造林保育型】

事業主体	利 用 計 画			備 考	
	利用方法	受益戸数	個別指標（地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数） （苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数）		
			現 状		目 標
		戸	人・日/ha	人・日/ha	
計					

(注) 1 利用方法については、次の点に留意の上、「協業生産」又は「共同利用」に区分して記載する。

「協業生産」とは、事業主体自らの事業実施のため、機械施設を整備するものをいう。

「共同利用」とは、事業主体の構成員の利用に供するため、機械施設を導入するものをいう。

2 利用計画の現状は最近3ヵ年の平均値を、目標は整備後5年目の目標値を記載し、併せて年度ごとの目標値を記載する。

ウ 事業計画

事業主体	施設（機械）名	型式規模	現 在 保有数量	本事業によ る導入数量	単 価	事業費	備 考
			台 m ²	台 m ²	円	千円	
計							

- （注） 1 施設（機械）名は、工種又は施設区分による。
 2 型式規模は、メーカー、型番及び能力等の表示を記載し、カタログ等を添付する。

エ 協定取引等の内容

協定取引の相手方	樹種	形状	取扱量	期間	振興局での 内容確認	備考
			m ³			
計						

オ 事業計画図

既存施設のほか高性能林業機械等導入に伴う事業実施計画箇所等の位置を記載する。

(2) 効率化施設整備

ア 事業の概要

効率化作業基地整備の方針、林業生産施設の設置の方針、事業の内容、受益対象の範囲、路網整備との関係及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 効率化作業基地整備

事業主体	作 業 基地名	利 用 計 画									機能要件に係る指標 ()		備 考
		利用対象区域森林						生産計画					
		受益 戸数	面 積				蓄積	伐採 面積	素材 生産	その 他			
			国有林	公有林	私有林	計							
		戸	ha	ha	ha	ha	m ³	ha	m ³				
計													

- (注) 1 生産計画には、効率化基地整備後5ヵ年間の延べ事業量を記載する。
 2 その他には、苗木運搬等素材生産以外の利用の種類及び事業量を記載する。
 3 機能要件に係る指標の欄の()には、素材生産量又は素材生産性等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3ヵ年の平均値を、将来は整備後5年間の平均値を記載する。

b 林業生産施設

事業主体	利 用 計 画			機能要件に係る指標 ()		備 考
	受益戸数	現 在 の 素材生産量	将 来 の 素材生産量			
		材 積	材 積	現 状	将 来	
	戸	m ³	m ³			
計						

- (注) 1 利用計画の現在の素材生産は最近3ヵ年の平均値を、将来の素材生産は整備後5ヵ年の平均値を記載する。
 2 機能要件に係る指標の欄の()には、素材生産量又は素材生産性等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3ヵ年の平均値を、将来は整備後5年間の平均値を記載する。
 なお、山元貯木場を整備する場合は、山元貯木場の取扱量を記載し、最大時貯木量を()書きする。

ウ 事業計画

a 効率化作業基地整備

事業主体	施設名	現 在 保有数量	本事業によ る導入数量	事業費	備 考
		箇所 ㎡	箇所 ㎡	千円	
計					

(注) 施設名は、空輸作業基地、作業ポイントとする。

b 林業生産施設

事業主体	施設（機械）名	型式規模	現 在 保有数量	本事業によ る導入数量	単 価	事業費	備 考
			箇所 ㎡	箇所 ㎡	円	千円	
計							

(注) 1 施設（機械）名は、工種又は施設区分による。

2 型式規模は、メーカー、型番及び能力等の表示を記載し、カタログ等を添付する。

エ 協定取引等の内容

協定取引の相手方	樹種	形状	取扱量	期間	振興局での 内容確認	備考
			m3			
計						

オ 事業計画図

a 効率化作業基地整備

主たる河川、地勢、森林界、計画路線及びその利用区域、接続路線を記入する。

なお、計画路線については、路線ごとに線形を記入するほか、幅員、延長等事業量を明らかにする。

b 林業生産施設

既存施設のほか、施設整備に計画する施設の名称、位置を記載する。

(3) 活動拠点施設整備

ア 事業の概要

活動拠点施設の設置の方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、林業活動との関連並びに事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

事業主体	施設名	利 用 計 画								機能要件に係る 指 標 ()		備 考
		利 用 の 種 類	受 益 戸 数	利用日数		利用延人員		処理件数		現 状	将 来	
				現状	将来	現状	将来	現状	将来			
			戸	日	人	人	日	人	人			
計												

- (注) 1 施設名は、林業総合センター、林業情報処理施設、移動通信連絡施設、技術訓練施設とする。
 2 利用の種類は、研修、集会、情報処理（森林GIS等）、通信連絡、技術訓練、技術普及等とする。
 3 処理件数には、林業情報処理施設での年間の処理件数を記載する。
 4 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後における目標値を記載する。
 5 機能要件に係る指標の欄の（ ）には、効率的かつ安定的な林業経営を担える者の数、素材生産量又は素材生産性等機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

ウ 事業計画

事業主体	事業内容	型式規模	現在保有数量	本事業による 導入数量	単 価	事業費	備 考
					円	千円	
計							

- (注) 1 事業内容は、工種又は施設区分に準ずる。
 2 GIS等林業情報処理施設の場合は、現在保有数量、導入数量の単位は面積で記載する。

エ 事業計画図

既存の施設のほか、整備を計画する施設の名称、位置を記載する。

3-2 木材加工流通施設等の整備

(1) 木材加工流通施設整備

ア 事業の概要

丸棒加工施設、杭加工施設、その他地域の林業生産に直結する木材加工施設等の設置方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、生産計画との関連及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 木材処理加工施設

区 分	事業主体	利 用 計 画								個別指標 ()		備 考
		利用 方法	受益 戸数	製品 の 種 類	J A S 認 定	製品の数 量		乾燥等高次加工割合		現状	目標 (うち協定取引 量)	
						現状	目標	現状	目標			
						m3／年	m3／年	%	%	m3／年	m3／年	
										(協定取引量) m3／年		
計												

- (注) 1 区分は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）の別表1の「工種又は区分②」より記載する。
- 2 J A S 認定には、J A S 認定種目・認定日・認定番号を記載する。
- 3 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、目標は整備後5年後の目標値を記載する。
- 4 個別指標の欄の（ ）には、間伐材等利用(加工・乾燥)量等を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、目標は整備後5年後の目標値を記載する。
また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。
なお、協定取引量を目標の欄に（ ）書きにて記載する。
- 5 貸付事業については、区分ごとに備考欄に貸付事業と記載する。

b 木材集出荷販売施設

事業主体	利 用 計 画				個別指標 ()		備 考
	区 分	受益戸数	年間取扱量		現状	目標 (うち協定取引量)	
			現状	目標			
			m3／年	m3／年	m3／年	m3／年	
計							

- (注) 1 区分は、素材販売及び製品販売とする。
- 2 最大時貯蔵量を平均取扱量の欄に（ ）書きする。
- 3 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、目標は整備後5年後の目標値を記載する。
- 4 個別指標の欄の（ ）には、間伐材等利用(加工・乾燥)量等を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、目標は整備後5年後の目標値を記載する。
また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。
なお、協定取引が必要な場合は、将来の欄に（ ）書きにて取引量を記載する。

ウ 事業計画

事業主体	事業内容	型式規模	現在保有数量	本事業による 導入数量	単 価	事業費	備 考
					円	千円	
計							

(注) 事業内容は、工種又は施設区分に準ずる。
備考欄には、事業年度・種別（〇年自力、〇年〇〇事業等）を記載する。

エ 協定取引の内容

協定取引の相手方	うち選定 経営体	樹種	形状	取扱量	期間	広域本部振興局 での内容確認	備考
				m3			
計							

(注) うち選定経営体の欄について、協定取引の相手方が選定経営体に該当する場合は「〇」を記入し、
計の欄に事業体数の合計を記載する。

オ 事業計画図

既存の施設のほか、整備を計画する施設の名称、位置を記載する。

(2) 森林バイオマス等活用施設整備

ア 事業の概要

森林バイオマス等活用施設の設置方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、原材料の確保、生産計画との関連及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 森林バイオマス再利用促進施設

区 分	事業主体	利 用 計 画				機能要件に係る指標 ()		備 考
		利用方法	受益戸数	製品の種類	製品の数量			
					現 状	将 来		
					m3／年	m3／年		
計								

- (注) 1 区分は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）の別表1の「工種又は施設区分②」より記載する。
2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
3 機能要件に係る指標の欄の（ ）には、バイオマスの利用量、地域材の使用料等機能要件に係る指標を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

b 木質エネルギー等利用促進施設

事業主体	利 用 計 画						機能要件に係る指標 ()		備 考
	利用方法	受益戸数	原材料の種 類	エネルギーの種 類	発生エネルギー量				
					現 状	将 来	現 状	将 来	
計									

- (注) 1 原材料の種類は、（ ）で数量を記述する。
2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
3 機能要件に係る指標の欄の（ ）には、バイオマスの利用量、地域材の使用料等機能要件に係る指標を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

ウ 事業計画

事業主体	事業内容	型式規模	現在保有数量	本事業による導入数量	単 価	事業費	備 考
					円	千円	
計							

- (注) 事業内容は、工種又は施設区分に準ずる。
備考欄には、事業年度・種別（〇年自力、〇年〇〇事業等）を記載する。

エ 協定取引の内容

協定取引の相手方	うち選定 経営体	樹種	形状	取扱量	期間	広域本部振興局 での内容確認	備考
				m3			
計							

(注) うち選定経営体の欄について、協定取引の相手方が選定経営体に該当する場合は「○」を記入し、計の欄に事業体数の合計を記載する。

オ 事業計画図

既存の施設のほか、整備を計画する施設の名称、位置を記載する。

3-3 木質バイオマス利用促進施設の整備

(1) 未利用間伐材等活用機材整備、木質バイオマス供給施設整備、木質バイオマスエネルギー利用施設整備

ア 事業の概要

木質バイオマスエネルギー利用促進施設等の設置方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、原材料の確保、生産計画との関連及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

事業主体	利 用 計 画					機能要件に係る指標 ()		備 考
	利用方法	受益戸数	原材料の 種 類	エネルギーの 種類	発生エネルギー量			
					現 状	将 来	現 状	
計								

- (注) 1 原材料の種類は、()で数量を記述する。
 2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
 3 機能要件に係る指標の欄の()には、バイオマスの利用量、地域材の使用量等機能要件に係る指標を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
 4 貸付事業については、区分ごとに備考欄に貸付事業と記載する。

ウ 事業計画

事業主体	事業内容	型式規模	現在保有数量	本事業による 導入数量	単 価	事業費	備 考
					円	千円	
計							

- (注) 事業内容は、工種又は施設区分に準ずる。
 備考欄には、事業年度・種別(〇年自力、〇年〇〇事業等)を記載する。

エ 協定取引の内容

協定取引の相手方	うち選定 経営体	樹種	形状	取扱量	期間	広域本部振興局 での内容確認	備考
				m3			
計							

- (注) うち選定経営体の欄について、協定取引の相手方が選定経営体に該当する場合は「〇」を記入し、計の欄に事業体数の合計を記載する。

オ 事業計画図

既存の施設のほか、整備を計画する施設の名称、位置を記載する。

3-4 特用林産振興施設等の整備

(1) 特用林産物活用施設等整備

ア 事業の概要

特用林産物活用施設等の整備の方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、特用林産物振興基本計画との関連及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 特用林産物生産基盤整備

(a) 特用樹林造成、山菜・薬草等造成

区 分	事業主体	利 用 計 画					機能要件に係る指標 ()		備 考
		受益戸数	作 目 (樹種)	収穫予定	生 産 量				
					現 状	将 来	現 状	将 来	
		戸		年	ha 本	ha 本			
計									

- (注) 1 事業区分は、特用樹林造成、発生環境整備、栽培地造成等を記載する。
 2 受益戸数は、整備する施設を利用する戸数、又は事業主体の構成員とする。
 3 作目は、特用樹林造成にあつては樹種を、山菜・薬草等造成にあつては山菜等の名称を()書きで記載する。
 4 利用計画の生産量の現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後収穫予定年における目標値を記載する。
 5 機能要件に係る指標の欄の()には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減又は流通コストの縮減等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後収穫予定年における目標値を記載する。

(b) 作業道等整備

事業主体	路線名	計 画						機能要件に係る指標 ()		備 考
		受益 戸数	作 目	利用 区域 面積	生産 面積	年間 利用 日数	生 産 量			
							現 状	将 来	現 状	
		戸		ha	ha	日	m3／年	m3／年		
計										

- (注) 1 作目等は、路線ごとに、なら、くぬぎ、なめこ、たけのこ等を記載する。
 2 受益戸数は、利用区域面積、年間利用日数は、路線ごとに記載し、路線ごとの利用区域面積、利用目的が明らかな位置図を添付する。
 3 利用計画の生産量の現状は、最近3カ年の平均値、将来は整備後収穫予定年における目標値を記載する。
 4 機能要件に係る指標の欄の()には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減又は流通コストの縮減等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後収穫予定年における目標値を記載する。

(c) ほだ場等造成

事業主体	利 用 計 画				機能要件に係る指標 ()		備 考
	受益戸数	作目	現在の年間 利用本数	将来の年間 利用本数			
					現 状	将 来	
	戸		本	本			
計							

- (注) 1 受益戸数は、事業主体の構成員とする。
 2 現在の利用本数は事業主体が現在所有しているほだ場等がある場合の最近3カ年の平均年間利用本数を記載する。
 3 将来の利用目標は、既設のほだ場及びこの事業で整備するほだ場での目標（おおむね5年後）年間利用本数を記載する。
 4 機能要件に係る指標の欄の（ ）には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減又は流通コストの縮減等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後収穫予定年における目標値を記載する。

b 特用林産物生産施設

事業主体	利 用 計 画							機能要件に係る指標 ()		備 考
	受益 戸数	作 目	利用 方法	年間稼働日数		生 産 量				
				現 状	将 来	現 状	将 来	現 状	将 来	
	戸			日／年	日／年	kg／年	kg／年			
計										

- (注) 1 作目がきのこの場合は、備考欄に年間原木（オガ粉）使用量及びその手当方法を簡潔に記載する。
 2 作目は、生産されるきのこの種類及び木炭の種類等、具体的品目を記載する。
 3 受益戸数は、事業主体の構成員数又は施設を利用する戸数とする。
 4 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
 5 機能要件に係る指標の欄の（ ）には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

c 特用林産物加工流通施設

(a) 特用林産物加工・貯蔵施設装置

事業主体	利 用 計 画						機能要件に係る指標 ()		備 考	
	受益 戸数	作 目	利用 方法	年間稼働日数		年間取扱量				
				現 状	将 来	現 状	将 来	現 状		将 来
	戸			日／年	日／年	kg	kg			
計										

- (注) 1 受益戸数は、事業主体の構成員数又は施設を利用する戸数とする。
 2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
 3 機能要件に係る指標の欄の()には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

(b) 特用林産物集出荷・販売施設装置

事業主体	利 用 計 画						機能要件に係る指標 ()		備 考	
	受益 戸数	作 目	利用 方法	年間稼働日数		年間取扱量				
				現 状	将 来	現 状	将 来	現 状		将 来
	戸			日／年	日／年	kg	kg			
計										

- (注) 1 受益戸数は、事業主体の構成員数又は施設を利用する戸数とする。
 2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
 3 機能要件に係る指標の欄の()には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

d 廃床等活用施設

事業主体	利 用 計 画						機能要件に係る指標 ()		備 考
	受益 戸数	利用 方法	年間稼働日数		生 産 量				
			現 状	将 来	現 状	将 来	現 状	将 来	
	戸		日／年	日／年	kg／年	kg／年			
計									

- (注) 1 受益戸数は、事業主体の構成員数又は施設を利用する戸数とする。
 2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。
 3 機能要件に係る指標の欄の()には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減又は流通コスト等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

e 特用林産物獣害対策施設

事業主体	利 用 計 画					機能要件に係る指標 ()		備 考
	受益戸数	作 目	現在の被害状況					
			区 分	面 積	金 額	現 状	将 来	
	戸			ha・㎡	千円			
計								

- (注) 1 受益戸数は、この事業で整備される施設の受益者数とする。
 2 現在の被害状況の区分は、サル、シカ、イノシシ等を記載し、面積は、この事業で整備される施設に係る分のみを記載する。
 3 施設の設置個所及び防護が必要な地域(施設)が明らかな位置図を添付する。
 3 機能要件に係る指標の欄の()には、当該特用林産物の生産量、生産コストの縮減又は流通コスト等、機能要件に係る指標を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、将来は整備後おおむね5年後の目標値を記載する。

ウ 事業計画

事業主体	工種又は施設区分	型式規模	数 量	単 価	事業費	備 考
				円	千円	
計						

- (注) 数量は、工種又は施設区分に応じて記載する。なお、作業道整備にあつては、幅員(m)及び延長を記載する。
 備考欄には、事業年度・種別(○年自力、○年〇〇事業等)を記載する。

エ 協定取引等の内容

協定取引の相手方	うち選定 経営体	樹種	形状	取扱量	期間	広域本部振興局 での内容確認	備考
				m3			
計							

(注) うち選定経営体の欄について、協定取引の相手方が選定経営体に該当する場合は「○」を記入し、計の欄に事業体数の合計を記載する。

オ 事業計画図

既存の施設のほか、整備を計画する施設施設の名称、位置を記載する。

3-5 木造公共建築物等の整備

ア 地域の現況等

a 計画地域の概要（地域名： ）

・地域の考え方：市町村単独			
・人口：	人	・素材生産量：	m ³
・森林面積：	ha	・国産材加工工場数：	業者

b 地域材利用施設の現状

施設名	所在地	管理者	構造・規模等	地域材の主な調達先

- 1 地域財を主体として利用した公共施設等について現状を記載する。
- 2 構造・規模等は「平屋」、「二階建て」等の構造、延べ床面積等について記載する。

c 地域材利用促進体制の組織化の現状

組織名	構成員	主な活動内容

- 1 ①土木、住宅など関係部局を交えた地域財利用促進のための協議会など事業実施主体の地域材利用促進体制、②森林所有者、木材加工・流通業者、設計施工業者等による連帯事業体など地域材の供給体制について、現状を記載する。

イ 事業実施計画

a 負担区分

事業区分	事業種目	事業主体	事業内容	事業費	負 担 区 分			
					国	都道府県	市町村	その他
木造公共施設等整備			木造施設					
			本体工事	千円	千円		千円	
			実施設計委託・監理委託	千円	千円		千円	
			工事雑費	千円	千円		千円	
合 計				千円	千円	千円	千円	千円

- 1 事業種目は、木造公共施設整備の区分を記載のこと。
- 2 事業内容は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）の別表1の「工種又は施設区分②」により記入し、事業費及び負担区分はそれぞれの分類毎に記入のこと。

b 事業計画

(a) 事業の概要

事業種目	事業実施主体	事業内容
		(1) 施設名
		(2) 設置場所、土地所有者名
		(3) 建築面積・延床面積 建： m ² 延： m ²
		(4) 構造・工法等
		(5) 使用木材 樹種： 木材使用量： m ³
		(6) 施設等の用途
		(7) ねらい
		(8) 整備施設のPR方法等波及効果を確保するための具体的取組内容
		(9) JAS製材品利用、クリーンウッド法及び合法伐採木材への対応状況
		(10) 運用計画

- 1 設置場所は、郡から記入し、字・地番まで記載のこと。
- 2 (5)使用木材欄の主要樹種については、採択後の主要樹種の変更は重要変更となるので注意すること。
- 3 (7)の ねらいについては、①医療・社会福祉関連施設整備の場合は、医療・社会福祉施設等の名称・規模を、②学校関連施設整備の場合は学校の名称・規模等を、③先駆的施設整備の場合は、先駆性についての説明を、④公共施設等整備の場合は、施設の名称・規模等を記載すること。
- 4 整備施設のPR方法等波及効果を確保するための具体的取組内容については、広報の活用等具体的な取り組み内容を記入すること。
- 5 運用計画については、施設の管理や運営方法等を明らかにすること。
- 6 施設の位置図及び見取り図、配置図等を添付すること。

(b) 利用計画 (別紙利用計画調査票による)

(c) 事業成果の目標

区 分	現 在 (実数)	目 標 (実数)	伸び率 (%)	備 考
〔機能要件の検証〕				
1 都道府県全体指標 (単位面積当たりの木材使用量)	—	0.18m ³ /m ²	—	
2 当該施設の整備と上記目標との関連				
〔参考指標〕				
1 地域材供給体制の整備数				
2 利用推進体制の組織数と普及啓発				
3 地域材利用公共施設数				
4 地域材利用料				
5 木造住宅率				
6 地域の森林整備の促進				

1 備考欄には、機能要件の検証については、当該施設の整備がどのように都道府県全体指標に定める目標達成に寄与するかを、参考指標については、地域の課題を踏まえた具体的対応方向を定性的に記載のこと。

2 参考指標の目標には、本事業終了後おおむね5年後における数値を記載する。

3 地域材供給体制は、組織数、組織の参加企業数、組織の木材供給量等を記載する。

4 利用推進体制の組織数と普及啓発は、組織数、普及啓発行事の開催数又は参加人数等を記載する。

5 地域の森林整備の促進は、間伐実施面積、造林実施面積等について記載する。

ウ 費用対効果の検証 (費用対効果分析報告書より)

A 交流資源利用効果		
① 地域交流促進効果	千円	総事業費 千円 (b)
② イベント開催等促進効果	千円	
③ 展示施設効果	千円	
B 地域コミュニティ維持形成効果	千円	
C 炭素貯蔵効果	千円	
D 炭素排出抑制効果	千円	投資効率 (a)－廃用損失額 千円
E その他地域活性化効果	千円	
妥当投資額 (年総効果額／還元率)	(a)	千円

1 算出方法のわかる積算資料を添付のこと

【林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領を参考とする。】

第2 収支計画

<当該事業にかかる収支>

事業実施主体	区 分	収 支			備 考
		項 目	現 在	将 来	
		円 収 入	円	円	
		支 出			
		差 引			
		収 入			
		支 出			
		差 引			

<団体における全体の収支>

事業実施主体	区 分	収 支			備 考
		項 目	現 在	将 来	
		収 入			
		支 出			
		差 引			

- (注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。また、同一施設が複数ある場合には、施設ごとに記載する。
 2 貸付を計画している事業については、事業主体の収支計画とそれぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。
 3 現在の収支には、最近3カ年の平均収支を記載し、将来の収支には、この事業による施設(機械)導入後(おおむね5年後)の収支を記載する。
 4 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。
 5 収支は、固定経費及び変動経費の合計とし、その積算根拠を添付する。

収支計画の付（内訳書）
（収支実績）

区 分		過去3年間平均実績（〇〇～〇〇）	
		金額(千円)	根 拠
売上高	製品名A		
	製品名B		
	製品名C		
	計		
製造原価	労務費		
	原材料		
	電力料		
	動力費		
	修繕費		
	消耗品費		
	減価償却費		
	その他雑費		
	計		
売上総利益			
販売管理費	販売費	運賃、通信費等	
		業務費	
		計	
	一般管理費	人件費	
		法定福利費	
		租税公課	
		保険料	
		管理諸費	
		その他雑費	
		計	
	計		
営業利益			
営業外損益			
	計		
経常利益			

《収支計画》

区 分		5年後（〇〇）収支計画	
		金額(千円)	根 拠
売上高	製品名A		
	製品名B		
	製品名C		
	計		
製造原価	労務費		
	原材料		
	電力料		
	動力費		
	修繕費		
	消耗品費		
	減価償却費		
	その他雑費		
	計		
売上総利益			
販売管理費	販売費	運賃、通信費等	
		業務費	
		計	
	一般管理費	人件費	
		法定福利費	
		租税公課	
		保険料	
		管理諸費	
		その他雑費	
		計	
	計		
営業利益			
営業外損益			
	計		
経常利益			

第3 事業の実施体制等

1 計画主体及び事業主体の推進体制

事業計画を円滑に推進するための体制について記述する。

2 事業主体の実施体制及び施設等の管理運営体制

事業主体 (事業主体区分)	構成員の 内 容	構成 員数	法人・任 意団体の 別	出 資 金	事 業 種 目 (工種又は施設区分)	施 設 の 管理運営	補助残に 対する自 己資金の 割合	備 考
				千円			%	
計								

(注) 1 全ての事業主体について、事業種目別基準各表におけるいずれの事業主体に区分されるかを記載する。

2 事業主体区分が県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会に区分されるときは、構成員の内容、構成員数及び法人・任意団体の別を記載する。

3 構成員の内容及び構成員数は、構成員の業種ごとに記載するとともに、構成員ごとの住所、保有山林面積、出資金を記載した内訳表を添付する。

4 法人・任意団体の別は、中小企業等協同組合法に規定する協同組合、協業組合、企業組合等の別又は任意団体の別を記載する。

5 施設の管理運営は施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。

6 補助残に対する自己資金の割合は、自己資金(金融機関等に返済義務がないもの)／(事業費－補助金等)を記載する。
なお、自己資金は、出資金、剰余金等とする。

また、収支を伴う施設にあつては、原則おおむね12%以上とする。(林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領別紙3の8の(3))

[illegible]

第4 経営診断の結果を反映した事項

事業主体	施設名	経営診断 実施年月日	経営診断を 実施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた内 容	備考

- (注) 1 経営診断を実施した者には、経営診断を実施した所属、氏名等を記載する。
2 主な指摘事項には、事業計画案の変更に係わる指摘事項を記載する。
3 指摘事項を踏まえた内容は、指摘事項を踏まえ、事業計画案の内容の見直しを行った事項について記載する。

第5 添付資料等

1 事業計画概要図

既存の市町村地形図等（縮尺は5万分の1程度）を使用する。

- （1）計画地域（市町村）の位置及び区域
- （2）市町村役場、森林組合、農業協同組合及び地方公共団体の期間の位置（青色の○で図示）及び名称
- （3）事業で整備する施設等の事業対象区域（施設、機械等を整備する事業については、設置計画場所）を○印（赤色）で図示し、それらの名称を記載する。

2 費用対効果分析調査報告書

費用対効果分析報告書の作成に当たっては、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領」（令和5年3月30日4林政経第900号）により作成し、費用対効果分析報告書を添付する。

3 その他

- （1）事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、それぞれ必要な事業種目において、利用計画（生産計画等）林業者等の組織する団体等の規約又は定款、機械施設の管理運営規程、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考になる資料を整備しておくものとする。

また、各個別事業ごとに現在の状況からの変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

- （2）事業主体区分は、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」（平成30年3月30日29林政政第893号）の別表2（事業実施主体）より記載する。

別記第 2 号様式【第 4 条の 2 の(1)関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画作成申請書

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 4 条の 3 の(1)の規定に基づ
く事業計画を作成されるよう同要領第 4 条の 2 の(1)の規定に基づき申請します。

別記第3号様式【第4条の3の(4)関係】

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

熊本県知事

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画樹立通知書

年 月 日付け 第 号で計画作成申請のあった標記事業計画については、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第4条の3の規定に基づき、別添のとおり事業計画書を樹立したので同要領第4条の3の(4)の規定に基づき通知します。

※ 事業計画書を添付する。

別記第 4 号様式【第 5 条の 1 の(2)関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画変更協議書

年 月 日付け 第 号で樹立通知を受けました事業計画
について、別紙理由により変更したいので、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業
実施要領第 5 条の 1 の(2)に基づき関係書類を添え協議します。

記

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 計画変更の概要 | 1 部 |
| 2 林業・木材産業振興施設等整備事業変更計画書 | 1 部 |

別記第 5 号様式【第 5 条の 1 の(5)関係】

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

熊本県知事

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画変更通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあった標記事業変更計画については、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 5 条の 1 の(5)の規定に基づき、変更の手續を了したので通知します。

別記第 6 号様式【第 6 条の 2 の(1)関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業の補助金交付決定前

着手承認申請書

このことについて、 年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画に基づき、
下記のとおり交付決定前に着手したいので、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施
要領第 6 条の 2 の(1)の規定に基づき申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

施工箇所	事業種目	事業主体	事業費	事業着手予定年月日 事業完了予定年月日	直営・請 負別
			円		

※事業着手とは、事業主体が施行伺い等を実施する日のこと。

3 着手の条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、事業主体が負担する。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第 7 号様式【第 6 条の 2 の(2)、第 7 条の 1 の(2)関係】

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業着手（完了）届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業について、
下記のとおり着手（完了）しましたので、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領
第 6 条の 2 の(2)（第 7 条の 1 の(2)）の規定に基づき提出します。

記

事業種目及 び工種又は 施設区分	事業主体	補 助 金 交付決定		着 手 (予定)	完 了 (予定)	直営・ 請負の 別	事 業 費	摘 要
		年月日	番号	年月日	年月日			

(注) 作業道にあたっては、路線ごとに記載して下さい。

別記第 8 号様式【第 6 条の 3 の(2)関係】

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

市 町 村 長
(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業進捗状況報告書

このことについて、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 6 条の 3 の（２）に基づき、 年度〇月末における事業の
進捗状況を下記のとおり報告します。

記

市町村名	事業種目	工種又は 施設区分 (路線名)	事 業 量	事 業 費 (円)	事業主体	契 約 年 月 日	工 期 (着手) (着工) (竣工)	請 負 額 (円)	進捗 率 (%)	請 負 者	備 考
計											

- 1 工種又は施設区分ごとに、契約単位で記入すること。
- 2 直営施工の場合は、必要な事項を記入のうえ請負者に「直営」と記入すること。
- 3 進捗が遅れている場合は、理由、対処方法等を備考欄に記載すること。
- 4 事業実施市町村は、毎月末まで所管広域本部地域振興局に、所管広域本部地域振興局は管内をとりまとめのうえ、翌月の 5 日までに部長あて報告すること（期限厳守）。

別記第 9 号様式【第 7 条の 4 関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業所在市町村別調書

このことについて、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 7 条の 4 に基づき、別紙のとおり報告します。

別記第 1 0 号様式【第 8 条の 6 の(1)関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
(広域本部・地域振興局長)

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

林構事業等により取得した施設の増改築等について（協議）
年度林構事業等により取得した施設について、下記のとおり増改築したいので、
熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 8 条の 6 の（１）の規定に基づき協議し
ます。

記

- 1 事業主体
- 2 増改築しようとする理由
- 3 増改築の内容

(1)取得施設

取 得 年 月 日	事業種目	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	国 庫 補助金額 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量			

(2)増改築の計画

増改築の計画	増改築の予定 年 月 日	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量		

別記第 1 1 号様式【第 8 条の 6 の(2)関係その 1】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

林構事業等により取得した機械施設の処分について
年度林構事業等により取得した機械施設について、下記のとおり処分したいので、
熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 8 条の 6 の(2)の規定に基づき申請し
ます。

記

- 1 事業主体
- 2 処分しようとする理由
- 3 処分の内容
 - (1)取得施設

取 得 年 月 日	事業種目	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	国庫金 相当額 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量			

(2) 処分計画

処分 内容	処 分 予 定 年月日	処分の 相手方	事 業 内 容			処分に係 る事業費 (千円)	処 分 価 格 (千円)	残 存 価 格 (千円)	備 考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量				

注) 処分内容は、目的外使用（事業の中止、取り壊し）、譲渡、交換、貸付、担保等に分けて記載すること。

(3) 代替施設計画

設 置 予 定 年 月 日	事業主体	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量		

注) 本表は、処分するに当たり代替施設を設置する場合のみ用いること。

別記第 1 2 号様式【第 8 条の 6 の (2) 関係その 2】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
(広域本部・地域振興局長)

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

林構事業等により取得した機械施設の処分について
年度林構事業等により取得した機械施設について、下記のとおり処分した (する)
ので、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 8 条の 6 (2) の規定に基づきお
届けします。

記

- 1 事業主体
- 2 処分した (する) 理由
- 3 処分の内容

(1) 処分対象施設

取 得 年 月 日	事業種目	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	国庫金 相当額 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量			

(2) 処分計画

処分 内容	処 分 予 定 年月日	処分の 相手方	事 業 内 容			処分に係 る事業費 (千円)	処 分 価 格 (千円)	残 存 価 格 (千円)	備 考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量				

注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け等に分けて記載すること。

(3) 代替施設計画

設 置 予 定 年 月 日	事業主体	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量		

別記第 1 3 号様式【第 8 条の 6 の（3）関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
(農林水産部長)

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度林構事業等により取得した機械施設の災害報告について
年度林構事業等により取得した機械施設が〇〇〇〇により被災したので熊本県林
業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 8 条の 6 の（3）の規定に基づき報告します。
記

1 被災施設の概要

- (1) 事業種目
- (2) 事業主体
- (3) 施設の所在地
- (4) 構造及び規模
- (5) 事業費（千円）
 - 全体事業費
 - 国 費
 - 県 費
 - 市町村費
 - そ の 他
 - 補 助 率（％）
- (6) 取得年月日
- (7) 耐用年数 〇年（〇年〇月まで）

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
 - 〇年〇〇月〇〇日 第〇号台風による強風
(〇〇気象台調べ〇時〇分 〇〇m／S 瞬間風速)
 - 〇年〇〇月〇〇日 火災
- (2) 被災の程度
 - 屋根〇〇㎡及び〇〇機械〇〇台破損（焼失）
 - 破損（被災）額（千円）

3 復旧計画等

- (1) 応急措置
 - (例) 災害部分について応急措置（暫定措置）として屋根を被覆した。
- (2) 復旧計画
 - (例) 〇〇年度使用時期までに自己資金で復旧し、本来の機能の復旧を図る。
 - (ア) 復旧見積額（千円）
 - (イ) 復旧時期 〇年〇〇月〇〇日～ 〇年〇〇月〇〇日

4 その他

添付資料 被災状況写真（正面写真、側面写真等）

別記第 1 4 号様式【第 10 条の 2 の(2)関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画変更協議書

年 月 日付け 第 号で認定（作成・樹立）通知を受けました事業計画について、別紙理由により変更したいので、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領第 10 条の 2 の(2)に基づき関係書類を添え協議します。

記

- | | |
|-----------|-----|
| 1 計画変更の概要 | 1 部 |
| 2 事業変更計画書 | 1 部 |

別記第 1 5 号様式【第 10 条の 2 の(4)関係】

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

(事業主体が熊本市で事業を実施する場合又は広域団体の場合は事業主体)

熊本県知事

年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業計画変更通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあった標記変更計画については、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業施要領第 10 条の 2 の (4) の規定に基づき、変更の手續を了したので通知します。

消費税納付についての調査書

事業主体名：

住 所：

1. 補助金交付申請額 円

2. 質問事項

1) 貴社は、消費税の納税事業者ですか。免税事業者ですか。

() 納税事業者

() 免税事業者

2) 貴社が消費税の納税事業者である場合、本則課税制度を選択していますか。簡易課税制度を選択していますか。

() 本則課税制度を選択適用

() 簡易課税制度を選択適用

年 月 日

事業主体名

別記第 17 号様式【第 4 条の 1 の (2) 関係】

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

(事業主体) ※市町村を除く

住所

氏名または名称及び代表者名

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業に係る誓約書

(事業主体名) は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約します。

別記第 18 号様式の 1 【第 4 条の 1 の (2) 関係】

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

令和 3 年 2 月 26 日
林野庁

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

別記第 18 号様式の 2 【第 4 条の 1 の (2) 関係】

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者団体向け チェックシート

令和 3 年 2 月 26 日
林野庁

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

別記第18号様式の3【第4条の1の(2)関係】

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者向け チェックシート

令和3年2月26日
林野庁

事業者名(工場名)	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	製材業 / 集成材製造業 / 合単板製造業 / LVL製造業 / 床材製造業 / 木材チップ製造業 / プレカット製造業 / 木材・竹材卸売業 / その他()
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

別記第 18 号様式の 4【第 4 条の 1 の (2) 関係】

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者団体向け チェックシート

令和 3 年 2 月 26 日
林野庁

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
具体的な事項		○：実施

		×：実施していない △：今後、実施予定 ー：該当しない
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

別記第19号様式の1【第4条の1の(2)関係】

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します)□	報告時(しました)□

	チェック	(1)適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合(該当しない □)
①	□	肥料の適正な保管
②	□	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	チェック	(2)適正な防除 ※ 農薬を使用する場合(該当しない □)
③	□	農薬の適正な使用・保管
④	□	農薬の使用状況等の記録・保存
	チェック	(3)エネルギーの節減
⑤	□	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	チェック	(4)悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない □)
⑦	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	チェック	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	□	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	□	未利用材の有効活用を検討
	チェック	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	□	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める
	チェック	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	□	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	□	関係法令の遵守
⑬	□	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	□	正しい知識に基づく作業安全に努める

注1:(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

注2:提出時期欄について、計画作成申請は「申請時」、実績報告は「報告時」にチェックをすること。

別記第19号様式の2【第4条の1の(2)関係】

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します)□	報告時(しました)□

	チェック	(1)エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃料効率のよい機械の利用等)を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2)悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない □)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	(4)生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない □)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない □)

	チェック	(5)環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない □)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注1:(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

注2:提出時期欄について、計画作成申請は「申請時」、実績報告は「報告時」にチェックをすること。

国庫交付金名	事業名 地区名	事業種目 及び 事業内容	施行 箇所 所在地	事業 主体名	全体事業			左のうち ○年度事業		国庫交付金以外の負担区分					請負、 購入、 直営、 系統施 行の別	契 約 状 況 等		契約の種別 契約 着工 竣工 年月日	摘要
					年度 ～ 年度	事業量	事業費 (国庫交付金)	事業量	事業費 (国庫交付金)	都 道 府 県 費	市 町 村 費	公 庫 資 金	近 代 化 資 金	そ の 他		相手方名 (住所)	契約金額 (予定価格) [契約変更額]		
(目)					～		円		円	円	円	円	円	円			円		
(目細)														0					
														0					
														0					
計							0 0		0 0	0	0	0	0	0					

注(1) 「事業量」、「事業費」、「契約」の各欄は、工種、施設区分等別に記載してください。

注(2) 「請負、購入、直営、系統施行の別」欄に「系統施行」と記載した契約については、「契約」の「相手方名」欄に実際の施工業者名を記載してください。

注(3) 「契約」欄は、契約金額 3 0 0 万円以上のものについては 1 件ごとに記載し、3 0 0 万円未満のものについては一括して記載してください。

注(4) 「適要」欄には、前年度から繰り越したものについては「前年度より繰越」、翌年度へ繰り越したものについては「翌年度へ繰越」と記載してください。

注(5) 「契約」の欄には、予定価格を（ ）書きで記載してください。

注(6) 契約の種別は、随意契約、一般競争契約、指名競争契約、不落随契の別を記載してください。

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業の場合
→(目)森林整備・林業等振興整備交付金
(目細)森林整備・林業等振興整備交付金

令和6年度国庫補助事業等所在市町村別調書(その1)

(様式第5号)
市町村名 ○●市

国庫交付金名	事業名 地区名	事業種目 及び 事業内容	施行 箇所 所在地	事業 主体名	全体事業			左のうち 6年度事業		国庫補助金以外の負担区分					請負、 購入、 直営、 系統施 行の別	契 約 状 況 等		契約の種別 契約 着工 竣工 年月日	摘要
					年度 ～ 年度	事業量	事業費 (国庫交付金)	事業量	事業費 (国庫交付金)	都 道 府 県 費	市 町 村 費	公 庫 資 金	近 代 化 資 金	そ 他		相手方名 (住所)	契約金額 (予定価格) [契約変更額]		
(目) 森林整備・林業等 振興整備交付金	熊本県林業・木材 産業振興施設等整 備事業	木材加工流通施設 整備	●市 ●地内	△△株式会 社	5 ～ 6		円		円	円	円	円	円			円		前年度よ り繰越	
(目細) 森林整備・林業等 振興整備交付金	球磨地区	木材乾燥機			1 基	22,000,000 (10,000,000)							12,000,000	請負	××株式会社 (○●市○●1 1 1 番 地)	22,550,000 (23,000,000) [22,000,000]	随意契約 R6.1.5 R6.1.6 R6.1.30		
振興局単位で記載		木質資源利用ボ イラー			1 台	55,000,000 (25,000,000)							30,000,000	請負	××株式会社 (○●市○●1 1 1 番 地)	55,000,000 (56,100,000)	随意契約 R6.1.5 R6.1.6 R6.3.10		
		フォークリフト			1 台	2,200,000 (1,000,000)	1 台	2,200,000 (1,000,000)					1,200,000	請負	××株式会社 (○●市○●1 1 1 番 地)	2,200,000 (2,255,000)	随意契約 R6.1.5 R6.1.6 R6.9.30		
		その他（ホイ ルダー）			1 台	5,500,000 (2,500,000)	1 台	5,500,000 (2,500,000)					3,000,000	請負	××株式会社 (○●市○●1 1 1 番 地)	5,445,000 (5,500,000) [5,500,000]	随意契約 R6.1.5 R6.1.6 R6.11.3		
	計						84,700,000 (38,500,000)		7,700,000 (3,500,000)	0	0	0	0	46,200,000					

日本政策金融公庫及び農林漁業信用基金
から融資を受けている場合に記入

振興局単位で記載

- 注(1) 本表は、別添「国庫補助金等（非公共）一覧表」に掲げる補助金等のうち、工事の施工、施設の設置及び機械の導入に関するものについて、それらの事業の施行箇所の所在市町村別（シートごと）に、目細ごとに区分して作成してください。
- 注(2) 「事業量」、「事業費」、「契約」の各欄は、工種、施設区分等別に記載してください。
- 注(3) 「請負、購入、直営、系統施行の別」欄に「系統施行」と記載した契約については、「契約」の「相手方名」欄に実際の施工業者名を記載してください。
- 注(4) 「契約」欄は、契約金額300万円以上のものについては1件ごとに記載し、300万円未満のものについては一括して記載してください。
- 注(5) 「摘要」欄には、前年度から繰り越したものについては「前年度より繰越」、翌年度へ繰り越したものについては「翌年度へ繰越」と記載してください。
- 注(6) 目が複数の場合には、金額について、目ごとに計を記載してください。
- 注(7) 「契約」の欄には、予定価格を（ ）書きで記載してください。
- 注(8) 契約の種別は、随意契約、一般競争契約、指名競争契約、不落随契の別を記載してください。

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業
→林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領別表1の
「事業種目」、「工種又は区分③」を記載してください。

国の予算を判断基準として記入
令和5年度からの繰越 5～6
令和6年度内竣工 6～6
令和7年度への繰越 6～7

契約単位毎に記入することとし、
最終契約額の合計が全体事業
欄の「全体事業費」と合致するか
ご確認ください

左記に記入した契約につい
て、「契約日」、「着工日」、「竣
功日」を上から記入